市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 10 月 30 日

市川市長　　田　中　　甲

市川市規則第 54 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和２８年規則第１４号)の一部を次のように改正する。

第８条の８の２の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第８条の１０の４第３項中「第８条の１０の１１第３項」を「第８条の１０の１１第１項」に改める。

第８条の１０の１１を次のように改める。

（支給日等）

第８条の１０の１１　条例第１１条第７項の規則で定める通勤手当は、１箇月当たりの運賃等相当額等（第８条の９第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第１１条第２項第２号に定める額（第８条の９第２号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び条例第１１条第５項第１号に定める額の合計額（第８条の１１の２第２項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５０，０００円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第１１条第７項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

２　条例第１１条第７項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当す

る場合とする。

⑴　職員に新たに条例第１１条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合

⑵　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

３　条例第１１条第７項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

４　条例第１１条第７項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第８条の４の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

５　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において退職（職員が退職の日又はその翌日（当該翌日が市川市の休日を定める条例（平成元年条例第１８号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の退職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第８条の１１の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第１項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

⑴　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第８条の４の規定による届出が、当該事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

⑵　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

⑶　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第８条の１１に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第８条の１１の２第１項中「係る」の次に「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係る」を加え、同条第２項第１号中「前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しその他市長が別に定める精算処理を、市長の定める月（次号において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（同号において「払戻金等相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア　イに掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定

後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しその他市長が別に定める精算処理を、市長の定める月（次号において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（同号において「払戻金等相当額」という。）

イ　前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第８条の１１の４第２項中「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「又は」を「若しくは」に改め、「属する月」の次に「又は再び通勤することとなった日の属する月」を加え、同条第３項を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行し、改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定及び次項の規定による改正後の市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年規則第２６号）の規定は、令和８年１０月１日から適用する。

（市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する

条例施行規則の一部改正）

2　市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第１０条の２の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第１２条の４第３項中「第１２条の１１第３項」を「第１２条の１１第１項」に改める。

第１２条の１１を次のように改める。

（支給日等）

第１２条の１１　条例第８条第２項の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第１１条第７項の規則で定める通勤手当は、１箇月当たりの運賃等相当額等（第１１条の規定によりその例によることとされる一般職給与規則第８条の９第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第８条第２項の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第１１条第２項第２号に定める額（第１１条の規定によりその例によることとされる一般職給与規則第８条の９第２号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び条例第８条第２項の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第１１条第５項第１号に定める額の合計額が１５０，０００円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第８条第２項の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第１１条第７項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2　条例第８条第２項の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第１１条第７項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

⑴　フルタイム会計年度任用職員に新たに通勤手当支給要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合

⑵　フルタイム会計年度任用職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ず

るに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

３　条例第８条第２項の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第１１条第７項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

４　条例第８条第２項の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第１１条第７項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第６条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

５　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において退職（フルタイム会計年度任用職員が退職の日又はその翌日（当該翌日が市川市の休日を定める条例（平成元年条例第１８号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の退職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第１３条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第１項ただし書中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

⑴　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）

通勤手当を受けているフルタイム会計年度任用職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第６条の規定による届出が、当該事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

⑵　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けているフルタイム会計年度任用職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

⑶　月の初日から末日までの期間にフルタイム会計年度任用職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第１３条に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第１３条の２第１項中「係る」の次に「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係る」を加える。

第１３条の４第２項中「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「又は」を「若しくは」に改め、「属する月」の次に「又は再び通勤することとなった日の属する月」を加え、同条第３項を削る。

第５７条第１項ただし書中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削る。